

第 3 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和8年 2 月 1 9 日

定 例 会

## 令和8年第3回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和8年2月19日  
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室  
 開閉会日時 開会2月19日 午前9時30分  
 閉会2月19日 午前11時40分

### 出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職 務 代 理 者	五十畑 勝 己
委 員	山 口 文 平	委 員	足 立 夢 実
委 員	上 原 美 子		

欠席委員 渡 辺 律 子

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副 参 事 兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
図 書 館 長	濱 田 尊 則	教 育 セ ン タ ー 所 長	田 嶋 栄 蔵
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 拔 麻 衣 子	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
スポーツ振興課 副 課 長	杉 野 一 樹	指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
荻島公民館長	谷 口 健	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
		教 育 セ ン タ ー 調 整 幹	浜 崎 重 靖

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課  
調 整 幹 鈴木 理 香

	議 事	て ん 末
議	教育長報告	
	・教育長専決第1号について	秘 密 会
	・教育長専決第2号について	
	・教育長専決第3号について	
	・教育長専決第4号について	
	・教育長専決第5号について	
事	議 案	
	・第 4号議案 第4期越谷市教育振興基本計画について	原案可決
	・第 5号議案 越谷市教育委員会の権限に関する事務の委任等に関する規則を 廃止する規則	原案可決
	・第 6号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定に ついて	原案可決
	・第 7号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定につ いて	原案可決
	・第 9号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第10号議案 令和7年度皆勤賞等被表彰者の決定について	原案可決 (秘密会)
状 況	協議事項	
	・令和8年度越谷市教育行政重点施策について	
	・地方自治法第180条の2第28条に基づく調査報告について	
	・令和8年度における市内公立小学校児童分の学校給食費完全無償化の実施につ いて	
	その他	
	・越谷市立川柳中学校の校章について	
	・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告について	

---

◎開会の宣告

**野口教育長** これより2月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議にあたりまして、越谷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、渡辺委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、専決第1号、第9号議案、第10号議案、協議事項2及びその他2につきましては、人事案件や表彰案件、個人情報などが含まれる内容であること、また規則改正前の意思形成過程であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 9時30分)

---

◎教育長報告 「教育長専決第2号について」

**野口教育長** はじめに、教育長報告「教育長専決第2号」につきましては、学校管理課調整幹から説明いたします。

学校管理課調整幹。

**杉田学校管理課調整幹** 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例制定についての原案決定について、ご説明いたします。

それでは、教育長専決につきましてご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。去る1月22日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました5件の専決事項についてご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理をする必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第3条第2項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第2号についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

専決第2号 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例制定についての原案決定について。  
越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例制定についての原案決定について、別紙のとおり  
専決処理する。

令和8年2月6日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の9ページをご覧ください。

こちらは、令和8年3月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、教育委員会の附属機関として、越谷市立学校適正規模・適正配置審  
議会を設置するため、提案するものでございます。

次に、会議要項の11ページをご覧ください。

本条例の概要について、ご説明させていただきます。

本条例制定の議案提出にあたり、令和7年12月定例教育委員会会議及び令和8年1月定例教育  
委員会会議において条例制定に向け、審議会の内容や調査審議事項等についてご協議いただきま  
したが、本条例の原案を提出する背景につきましては、本市における今後の児童生徒数の状況、  
地理的条件等を踏まえた本市が目指すべき教育にふさわしい学校の学級数や配置等について協議  
するため、新たに条例を制定し、越谷市立小中学校適正規模・適正配置審議会を設置するもので  
ございます。

本審議会は、15人以内で組織し、その委員構成につきまして、1号委員の「学識経験者」につ  
きましては、学校再編有識者、本市教育に関し造詣の深い方、審議会を進める中で特に重要又は  
専門的な審議が必要になったときに委嘱する専門家等となっております。なお、「審議会を進める  
中で特に重要又は専門的な審議が必要になったときに委嘱する専門家等」につきましては、当初  
は5号委員の「教育委員会が特に認める者」と想定しておりましたが、調整の結果、「学識経験者」  
に含めることとなったため、当初想定していました5号委員の「教育委員会が特に認める者」を  
削除しております。

次に、2号委員の「公共的団体を代表する者」につきましては、自治会連合会、コミュニティ  
推進協議会、子ども会育成連絡協議会のそれぞれの組織の代表者となっております。

次に、3号委員の「学校教育関係団体等を代表する者」につきましては、市内小中学校校長会  
の代表者や小中学校の保護者等となっております。

なお、4号委員につきましては、「公募による市民」となっております。

また、委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとします。

本条例は、令和8年4月1日から施行してまいりたいと考えております。

専決第2号についてのご報告は以上となります。

**野口教育長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔なし〕と答える者あり〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

---

◎教育長報告 「教育長専決第3号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第3号について」、第一学校給食センター所長から説明いたします。

第一学校給食センター所長。

砂原第一学校給食センター所長 それでは、専決第3号についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをお開きください。

専決第3号 財産の取得について（学校給食配送車）の原案決定について。

財産の取得について（学校給食配送車）の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年2月6日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の15ページをお開きください。

こちらは、令和8年3月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、学校給食配送車を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容としまして、取得財産につきましては、学校給食配送車2台、取得価格につきましては2,129万6,000円、契約の相手方につきましては株式会社カーズシンエイ代表取締役、五十嵐久幸でございます。

なお、取得を予定しております学校給食配送車2台は、安定した学校給食の配送を確保するため更新するものです。

また、参考といたしまして、16ページに入札状況を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

専決第3号についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

---

◎教育長報告 「教育長専決第4号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第4号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、専決第4号についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをご覧ください。

専決第4号 令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和8年2月6日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、別冊1「令和7年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

3ページの表の一番下にございます歳入合計欄をご覧ください。

教育委員会に関連する歳入につきましては、今回7億4,090万円を減額し、補正後の総額は92億9,952万5,000円となります。

歳入の主な内容でございますが、8ページ及び9ページの(1)歳入予算説明書をご覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金につきましては、川柳小学校高学年棟校舎整備事業に係る国庫負担金として、川柳小学校高学年棟校舎整備事業負担金2億610万円を追加いたします。

次に、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、川柳小学校高学年棟校舎整備事業に係る国庫補助金として、学校施設整備事業交付金550万円を追加いたします。

なお、その他につきましては、事業費の確定に伴う減額が主なものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。

今回、9億5,330万円を減額し、補正後の総額は187億6,632万円となります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

16ページ及び17ページの事業別予算説明書をご覧ください。

1項教育総務費、4目教育センター費のうち、学校系ネットワーク運用事業につきましては、学校系ネットワーク運用事業に係る通信運搬費として570万円を追加いたします。

下段の2項小学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、小学校に係る通信運搬費として、40万円を追加いたします。

18ページ及び19ページをご覧ください。

中段の3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、中学校に係る通信運搬費として20万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、中学校施設に係る光熱水費を追加するほか、事業費の確定に伴い施設改修費等を減額し、合わせて4億6,970万円を減額いたします。

22ページ及び23ページをご覧ください。

下段の7項保健体育費、4目市立体育館費のうち、市立体育館管理運営事業につきましては、総合体育館に係る光熱水費等として、510万円を追加いたします。

なお、その他につきましては、事業費の確定に伴う減額が主なものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

(3) 債務負担行為でございますが、廃止が1件、変更が1件ございます。

まず、廃止する教育システム電算委託料につきましては、学事システムの標準化に係るシステム導入スケジュールの見直しに伴い、廃止するものでございます。

次に、変更でございますが、図書館施設改修工事費につきましては、事業費が確定したことに伴い、限度額を表のとおり変更するものでございます。

7ページをご覧ください。

次に、(5) 地方債の変更でございますが、変更が5件ございますが、いずれも事業費が確定したことに伴い、市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

専決第4号に係るご報告は、以上でございます。

**野口教育長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** なければ、この件については以上といたします。

---

◎教育長報告 「教育長専決第5号について」

**野口教育長** 続きまして、教育長報告「教育長専決第5号について」、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

**磯山学校教育部長** それでは、専決第5号についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをお開きください。

専決第5号 令和8年度越谷市教育費等予算の見積りについて。

令和8年度越谷市教育費等予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和8年2月6日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、令和8年度越谷市教育費等当初予算の見積りについて、順次ご説明申し上げます。

なお、令和8年度当初予算の見積りのうち、歳出の詳しい内容については、後ほどご協議いただく「令和8年度越谷市教育行政重点施策」と関連していることから、重点施策の説明の際に、各課所長からご説明申し上げますので、私からは別冊2の「令和8年度越谷市教育費等予算書」に基づき、その概要についてご説明申し上げます。

それでは、お手元の別冊2の4ページ下段の歳出合計欄をご覧ください。

はじめに、令和8年度の一般会計当初予算は、対前年度比0.2%増の1,327億円でございます。

そのうち、10款教育費につきましては、対前年度比20.9%増の233億4,416万3,000円となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

(3) 債務負担行為でございますが、新たに5件を設定いたします。

まず、学校適正規模・適正配置計画策定支援業務委託料につきましては、今後の児童生徒数の状況などを踏まえた学校施設の適正規模や適正配置を検討するため、令和9年度まで限度額2,520万円を設定いたします。

次に、教育システム電算委託料につきましては、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づいた学齢簿・就学援助システムを構築するため、令和9年度まで、限度額8,240万円を設定いたします。

次に、小学校施設改修事業及び下段の中学校施設改修事業につきましては、大袋北小学校、新栄中学校における外壁改修工事のため、令和9年度まで、小学校では限度額1億8,000万円、中学校では限度額2億6,830万円をそれぞれ設定いたします。

さらに、(仮称)蒲生学園の供用開始及び川柳中学校の開校準備に伴い、移設業務等の委託を行うため、引越委託料を令和9年度まで、限度額1,850万円を設定いたします。

次に、11ページをご覧ください。

(4) 地方債でございますが、学校施設整備事業、小中一貫校整備事業、給食センター整備事業及び体育施設整備事業の4件で地方債を起こします。

限度額等につきましては、表をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ及び13ページの(5)歳入予算説明書をご覧ください。

はじめに、12款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金1,150万円を計上いたします。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、科学技術体験センターをはじめとした各教育施設の使用料及び行政財産使用料として、2億2,205万円を計上いたします。

14ページ及び15ページをご覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、南中学校校舎等整備事業負担金17億2,900万円を計上いたします。

2項国庫補助金につきましては、上から2つ目の小学校及び3つ目の中学校に係る学校施設整備事業交付金をあわせて4億8,000万円が主なものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、児童生徒1人1台端末の更新に係る学校情報機器整備事業費補助金10億5,900万円が主なものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入につきましては、給食センターに係る建物貸付収入12万円を計上いたします。

18ページ及び19ページをご覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金につきましては、公共施設等整備基金繰入金12億2,000万円が主なものでございます。

20款諸収入のうち、3項貸付金元利収入につきましては、入学準備金貸付金償還金1,400万円を計上いたします。

6項雑入につきましては、学校給食費実費徴収金4億8,400万円のほか、2つ下のスポーツ振興くじ助成金360万円が主なものでございます。

20ページ及び21ページをご覧ください。

21款市債、1項市債につきましては、小学校に係る学校施設整備事業債10億880万円や、南中学校校舎等整備事業債40億4,320万円が主なものでございます。

以上が歳入予算の主なものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて順次ご説明申し上げます。

冊子の中ほどにピンク色の合紙がございまして、それ以降の部分となります。

教育費等事業別予算説明書の4ページ及び5ページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、3目観光費のプロスポーツ連携事業につきましては、令和8年度の組織改正により、当該事業がスポーツ振興課から経済振興課に事務移管されるため、プロスポーツイベント開催等に係る経費として、スポーツイベント運営委託料など、409万円を計上いたします。

次に、10ページ及び11ページの上段になります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、特別支援教育支援員等配置事業につきましては、特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフ及び医療的ケア看護職員等の配置に係る経費として、会計年度任用職員報酬など1億7,134万円を計上いたします。

次に、下段の学校適正規模・適正配置計画策定事業につきましては、学校施設の適正規模・適正配置の調査審議に係る経費として、学校適正規模・適正配置計画策定支援業務委託料など、1,523万円を計上いたします。

次に、12ページ及び13ページ下段になります。

3目学校教育指導費のうち、語学指導事業につきましては、語学指導助手の配置に係る経費として、外国語指導助手派遣手数料など1億9,725万円を計上いたします。

次に、14ページ及び15ページの上段になります。

学校教育推進事業につきましては、大袋小学校や川柳小学校高学年の水泳授業に係る経費として、水泳授業委託料など1億1,410万円を計上いたします。

次に、中段の部活動等支援事業につきましては、中学校における休日の部活動の委託に係る経費として、地域部活動推進事業委託料など2,337万円を計上いたします。

次に、16ページ及び17ページの上段となります。

学校図書館運営活性化事業につきましては、学校司書の効果的な配置に係る経費として、会計年度任用職員報酬など8,655万円を計上いたします。

次に、24ページ及び25ページの中段になります。

4目教育センター費のうち、教育相談事業につきましては、学校相談員等の配置に伴う会計年度任用職員報酬のほか、スペシャルサポートルームの増設に係る経費として、備品購入費など1億4,825万円を計上いたします。

次に、26ページ及び27ページの中段になります。

校内系ネットワーク運用事業につきましては、ネットワーク環境の整備等に係る経費として、学校ICT機器購入費など26億7,150万円を計上いたします。

次に、30ページ及び31ページの上段になります。

5目科学技術体験センター費のうち、科学技術体験センター管理運営費につきましては、施設の適正な管理運営を行うほか、学校現場等と連携した科学体験事業の実施に係る経費として、科学技術体験センター管理運営等委託料など、1億699万3,000円を計上いたします。

次に、36ページ及び37ページの下段になります。

2項小学校費、1目学校管理費のうち、小学校施設改修につきましては、小学校の照明器具LED化工事に係る経費として、設備等改修工事費など10億7,433万円を計上いたします。

次に、44ページ及び45ページの上段になります。

3目学校建設費のうち、小中一貫校整備事業につきましては、(仮称)蒲生学園及び(仮称)川柳学園の施設購入などに係る経費として、小中一貫校施設購入費など83億1,363万円を計上いたします。

次に、48ページ及び49ページの下から3つ目となります。

3項中学校費、1目学校管理費のうち、中学校施設改修費につきましては、中学校の照明器具LED化工事に係る経費として、設備等改修工事費など5億4,700万円を計上いたします。

次に、60ページ及び61ページの上段になります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、伝統芸術文化振興事業につきましては、特色ある地域文化の振興と普及に係る経費として、伝統芸術文化事業委託料など596万円を計上いたします。

次に、74ページ及び75ページの上段となります。

4目図書館費のうち、蔵書等整備事業につきましては、図書館システムの更新を行うほか、電子書籍の整備に係る経費として、図書館システム電算委託料など8,397万円を計上いたします。

次に、88ページ及び89ページの上段になります。

7項保健体育費、2目学校給食費のうち、学校給食施設整備事業につきましては、老朽化した学校給食センターの再整備を行うため、学校給食施設整備基本計画策定支援業務の委託に係る経費として1,200万円を計上いたします。

次に、98ページ及び99ページの下段になります。

4目市立体育館費のうち、市立体育館長寿命化事業につきましては、北体育館の長寿命化工事に向けた設計業務の委託に係る経費として1,550万円を計上いたします。

以上が歳出予算の主なものでございます。

専決第5号についての報告は以上でございます。

**野口教育長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

**五十畑教育長職務代理者** 記述についての質問ですけれども、細節の項目欄で、細節名の後ろにアスタリスクがあるのですけれども、その意味が読み取れなかったので教えていただきたいです。何か特別のマークなのか、特に意味がなければそれで構わないのですけれども。例えば、令和8年度越谷市教育費等予算書の44ページの上段、14工事請負費も細節名の後ろにアスタリスクが入っています。

**野口教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** こちらの工事請負費等につきましては、細節の中に物件費的なものとそうでない管理的なものに分かれるという意味で、アスタリスクを入れて仕分けしております。財政的な判断により、このような形で細節に細々節がある場合は、その振り分けをしているという形になります。

**五十畑教育長職務代理者** 分かりました。

**野口教育長** 他の方がいかがですか。

上原委員。

**上原委員** 令和8年度教育費等事業別予算説明書の10ページと11ページになりますが、学校適正規模・適正配置計画策定事業は、とても重要な事業と認識しております。この予算が1,523万円の予算が示されており、委託料は委託する調査についてどのようなことを委託されて、どのようなことがねらいか、お伺いできればと思います。

**野口教育長** 学校管理課調整幹。

**杉田学校管理課調整幹** こちらの委託料につきましては、まず審議会のコンサルタントに審議会のサポートをしてもらい、アンケート調査、資料作成などを委託している事業でございます。

また、審議会の中で学校の適正配置が決まりましたら、次にそれぞれの学校について個別施設計画、長寿命化の計画等を作成する委託料となっております。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

---

◎第4号議案 「第4期越谷市教育振興基本計画について」

野口教育長 続きまして、第4号議案「第4期越谷市教育振興基本計画について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、第4号議案 第4期越谷市教育振興基本計画について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをお開きください。

第4号議案 第4期越谷市教育振興基本計画について。

第4期越谷市教育振興基本計画の原案について、別冊のとおり決定するものとする。

令和8年2月19日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、その原案について提案するものでございます。

恐れ入りますが、別冊3「第4期越谷市教育振興基本計画（案）」をご覧ください。

こちらの計画（案）につきましては、令和8年2月12日に開催した令和7年度第3回総合教育会議においてご協議いただいた内容からの大きな変更点はございません。

第4期計画につきましては、令和6年度からの2か年をかけ、市長部局を含めた関係課所や、教育委員会会議等における協議をはじめ、「小中学生アンケート」、「若者まちづくり懇談会」、教育委員会が所管する各審議会等からの意見聴取、パブリックコメントなどを行い、段階的に修正を重ねながら作成してまいりました。

本日は、教育委員会として、計画の原案を決定するためにご提案させていただいており、議決後、市長決裁により、正式に決定することとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、冊子・概要版の印刷につきましては、委託業者とデザインや写真の配置も含めたレイアウト等について打合せを並行して進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、本日議決をいただいた後、細かな文言やレイアウト等を最終確認し、市長決裁の手続を経て、正式に決定することとなります。

その後、市議会議員への情報提供及び庁内への周知を行うとともに、令和8年4月には関係機関への配布や市民への公表を行い、計画をスタートさせてまいりたいと考えております。

第4号議案 第4期越谷市教育振興基本計画についての説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**野口教育長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第5号議案 「越谷市教育委員会の権限に属す事務の委任等に関する規則を廃止する規則制定について」

◎第8号議案 「越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定について」

**野口教育長** 続きまして、第5号議案及び第8号議案につきましては、関連がございますので、一括して教育総務課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** それでは、第5号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を廃止する規則制定について、及び第8号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定について、関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをご覧ください。

第5号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を廃止する規則制定について。

越谷市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月19日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和8年4月1日付組織改正に伴い、関係規則を廃止する必要があるため、地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の結果を踏まえ、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

こちらは、議案の原案でございます。

続きまして、会議要項の43ページをご覧ください。

第8号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定について。

越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月19日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和8年4月1日付組織改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定が必要なため、地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の結果を踏まえ、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の45ページをご覧ください。こちらは、議案の原案でございます。

なお、「委任」と「補助執行」の違いにつきまして、改めてご説明をさせていただきます。「委任」につきましては、権限ごと事務を移管するもので、「補助執行」は行政行為を行う権限は補助執行先にはなく、事務処理のみを行うというものでございます。

これまでの経緯でございますが、1月の定例教育委員会会議において、令和8年4月から、教育委員会の権限事務の一部である、スポーツに関する事務を市長部局へ移管するにあたり、今後事務を適切に執行・管理するため、市長と協議することについてご承認いただきました。その後、地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限事務の委任及び補助執行に係る協議について、市長部局行政管理課と事務を進めさせていただきました。本日は、市長との協議結果を踏まえ、現行規則である「越谷市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」を廃止し、新たに「越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の制定について、提案するものでございます。

次に、恐れ入りますが、会議要項の46ページ及び47ページの資料をご覧ください。

こちらは、提案する規則の比較表となっております。表の右側は廃止する規則（案）、表左側は新たに制定する規則（案）、網かけ部分が比較のポイントとなる部分でございます。資料に基づきまして、見直しについてご説明いたします。

まず、規則名称の「委任等」を公民館に関する事務の「補助執行」に、第1条の網かけの部分の「委任及び補助執行に関し必要な事項を定める」を、公民館に関する事務を「補助執行させるため、必要な事項を定める」としております。

具体的には、会議要項の52ページになりますが、「学校体育施設（校庭・屋内運動場）の使用関係の整理」の表中、右太枠の「各種スポーツ・レクリエーション団体の活動に伴う使用」の場合、矢印下にお示ししているとおり、使用関係規則の規定により事務を執行するため、委任ではないこととなります。また、学校授業等の本来の目的による使用のほか、引き続き教育委員会の権限事務として残る、同表中央の「避難訓練」や盆踊りなどの「地区催事」での使用の場合も委任ではないこととなります。詳細は後ほどご確認ください。

恐れ入りますが、会議要項の46ページ及び47ページにお戻りください。

次に、第2条の補助執行についてでございますが、「越谷市地区センター所長に」を、「公民館に関する事務を越谷市地区センターの職員に」補助執行させるとしております。現に事務を執行している状況を踏まえ、整理しております。

なお、これらの規則の整理は、協議事項「地方自治法第180条の2の規定に基づく意見聴取について」の「市長の権限に属する事務の一部を越谷市教育委員会に委任する規則の一部改正」の整理と同じ考えに基づくものであることを申し添えさせていただきます。

以上が、第5号議案及び第8号議案の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**野口教育長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第5号議案「越谷市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を廃止する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案「越谷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第6号議案 「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」

**野口教育長** 続きまして、第6号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** それでは、第6号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをご覧ください。

第6号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月19日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和8年4月1日付組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の32ページ、「越谷市教育委員会事務局組織改正の概要」をご覧ください。

はじめに、組織改正の概要についてご説明いたします。今回の組織改正は、令和8年度からスタートいたします第5次越谷市総合振興計画後期基本計画及び第4期越谷市教育振興基本計画の着実な推進を図るため、将来を見据え、組織の役割を明確にした上で、必要性や効果等を十分に精査し、戦略的に取り組むことができる効率的・効果的な組織を整備するものでございます。

教育委員会事務局の組織改正は、まず現行の教育総務部所管のスポーツ振興課でございますが、令和7年12月定例会市議会において可決された「越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の施行により、市長部局に移管となります。まちづくりや観光などの観点から、他の経済振興等の関連事務とあわせて、環境経済部経済振興課がプロスポーツに関する事務を担ってまいります。また、その他のスポーツ振興課の所管事務につきましては、市民協働部スポーツ振興課が、スポーツや健康と他の関連する分野や多様な主体と連携し取り組むなど、その役割を担ってまいります。

次に、学校教育部所管の学校管理課でございますが、学校施設管理を教育総務部で一元的に担うことにより、業務の効率化を図るとともに、学校教育部において、より一層質の高い教育活動を展開できる組織とするため、義務教育以外の部門を総合的に所管する教育総務部が所管いたします。

したがって、教育委員会事務局は教育総務部に、教育総務課、生涯学習課、学校管理課、図書館を、学校教育部に、学務課、指導課、給食課、教育センターを置いてまいります。

恐れ入りますが、会議要項の29ページにお戻りください。

ただいまご説明をさせていただきました組織改正の内容を踏まえ、越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第1項では、事務局の組織を、また同条第2項においては、所管する施設及び機関をそれぞれ表示のとおり改めるものでございます。

第3条では、分掌事務について、教育総務部スポーツ振興課と学校教育部学校管理課を削り、新たに教育総務部学校管理課として事務分掌に追加いたします。

次に、30ページにございます附則をご覧ください。

附則第1項のとおり、本規則は令和8年4月1日から施行してまいります。また、こちらの越谷市教育委員会事務局組織規程の一部改正に伴いまして、第2項の越谷市教育委員会公印規程から、第4項の越谷市教育委員会職員の職名に関する規則までの3件について改正を行うものでございます。

また、会議要項の30ページ下段から31ページになりますが、附則第5項の越谷市立体育館条例施行規則から、第8項の越谷市民プール設置及び管理条例施行規則までの4件につきましては、

市長部局への移管に伴い、廃止するものでございます。

なお、これらの教育委員会規則等の個別の変更内容につきましては、お手元の「資料1」の新旧対照表の1ページから10ページをご参照いただき、ご了承いただきたいと存じます。

以上、第6号議案についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**野口教育長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

**山口委員** 32ページの組織図ですけれども、今まで学校管理課と小学校、中学校はそれぞれ独立した形で示されていたのが、新しい改正案では学校管理課に小学校と中学校がくっつくような形の組織になっているのですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

**野口教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** こちらにつきましては、今までは学校教育部に小中学校がありましたが、組織改正に伴いまして、小中学校についての施設の管理、こちらについて学校管理課で行うという形です。組織の表し方としては、学校管理課の下に小中学校が来るというものになりますが、今まで行っていた県費職員等の人事、校長の権限などについては、今までどおり学務課等で行うこととなります。施設のなものとして、小中学校を学校管理課の下に置いているという表示としております。

**山口委員** 分かりました。

**野口教育長** 他の方いかがでしょうか。

五十畑委員。

**五十畑教育長職務代理者** 組織が改正されたことによって、小学校、中学校の事務的なもので何か大きな変更はあるのでしょうか。

**野口教育長** 教育総務課長

**會田教育総務課長** 小中学校にとっては大きな変更はないと考えております。ただ、学校管理課としては部が変わりますので、組織上決裁等のラインが変わってくるという形になりますが、小中学校にとっての大きな変更はないと考えております。

**五十畑教育長職務代理者** 分かりました。

**野口教育長** 他にはいかがでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第7号議案 「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」

野口教育長 続きまして、第7号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、第7号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをお開きください。

第7号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月19日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等に  
伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、資料1「新旧対照表」の11ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、「地方公務員の部分休業制度の見直しに伴う規定の追加及び改正」  
が主なものでございます。

改正の概要ですが、令和7年10月1日に施行された「地方公務員の育児休業等に関する法律」  
の一部改正により、地方公務員の部分休業制度が見直され、部分休業の形態が、1日に2時間を  
超えない範囲の部分休業である「第1号部分休業」と、1年で定める時間の範囲内での部分休業  
である「第2号部分休業」の2つの形態となり、部分休業の取得形態が多様化されました。

この改正を受け、埼玉県において「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇  
等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されました。

これを受けまして、本規程において部分休業の請求を規定している第16条の2第3項を部分休  
業の申し出に関する内容に変更するとともに、第4項として部分休業の請求方法について新たに  
規定を追加し、職員は第1号部分休業と第2号部分休業のいずれの部分休業とするかを所定の様  
式により教育委員会に提出することといたします。

また、これらの改正に伴い、所定の様式についても同様に改正を行うことといたします。

なお、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

第7号議案についてのご説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎協議事項 「令和8年度越谷市教育行政重点施策について」

**野口教育長** 続きまして、協議事項に入ります。

「令和8年度越谷市教育行政重点施策について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

**小泉教育総務部長** それでは、令和8年度越谷市教育行政重点施策について、ご説明申し上げます。

まず、私から、スケジュールと冊子の全体構成についてご説明を申し上げた後、各担当課所長から「重点的な取り組み」及び「重点事業」について、順次ご説明申し上げます。

はじめに、資料2「令和8年度『教育行政方針』及び『教育行政重点施策』策定スケジュール」をご覧ください。

本日の会議は、網かけをしている2月19日の箇所になります。「教育行政重点施策」につきましては、10月定例教育委員会会議において、「教育行政方針」と「教育行政重点施策」の双方に反映させる「重点事業一覧」を提案し、委員の皆様にご協議をいただき、ご了承をいただきました。

その後、「令和8年度当初予算」や1月定例教育委員会会議において議決いただきました「教育行政方針」との整合を図るため、並行して調整を行ってまいりました。

今後につきましては、本日の協議結果を踏まえ、再度事務局内で調整を行った後、3月定例教育委員会会議に「議案」として提出したいと考えております。

次に、冊子全体の構成についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊4「令和8年度越谷市教育行政重点施策（案）」の表紙から2枚めくっていただき、目次をご覧ください。

冊子の構成は、まず第4期計画の基本理念・基本目標、教育行政重点施策の位置付け、施策の体系を掲載し、その後に3月定例市議会において表明する「令和8年度教育行政方針」と「教育行政重点施策」の内容を掲載しております。最後に、「資料」として、教育費予算と過年度の重点的な取組の一覧を掲載しております。

次に、14ページには、15ページから41ページに掲載している「重点的な取り組み」及び「重点事業」の見方を掲載しております。第4期計画の「基本目標」と「施策の方向」ごとに「重点的な取り組み」、「重点事業」、さらに「重点事業を達成するための具体的な方法」などを掲載しており、新規・拡充事業の該当箇所につきましては、下線で表記しております。

冊子全体の構成についての説明は以上でございます。

それでは、15ページ以降の「重点的な取り組み」及び「重点事業」について、担当課所長から順次ご説明申し上げますが、時間の都合上、新規及び拡充事業についてのみの説明とさせていただきますので、他の事業につきましては、後ほどご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

**千嶋指導課長** それでは、15ページをご覧ください。基本目標1の施策の方向1「9年間を見通した越谷教育を推進する」の1学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育の推進の「小中一貫教育を中心とする研究委嘱等の実施」につきましては、予算額700万円。拡充として、第3期小中一貫教育に関する研究指定と各校の研究推進への支援や、「わくわく感のある授業」「生徒指導の実践上の4つの視点」「4-3-2制による小中一貫教育」の実践を重点とした取り組みへの支援と訪問指導の実施をまいります。

**田嶋教育センター所長** 次に、「小中一貫教育の推進に向けた各ブロックの取り組みへの支援」につきましては、拡充として、今年度までの第2期に続いて、来年度よりスタートする第3期小中一貫教育に関する各ブロックに対する研究推進への支援、情報提供や校内研修の支援を行います。

16ページをご覧ください。2教科等横断的な特色ある教育課程の推進の「児童生徒の生きる力を育む特色ある教育課程編成への支援」につきましては、拡充として、小中一貫教育の成果を踏まえた9か年を見通したカリキュラムの開発、4-3-2制による小中一貫教育の情報提供や校内研修実施への支援、また第3期小中一貫教育研究推進実施計画に基づく「小中一貫教育プロジェクト委員会」を実施まいります。

**杉田学校管理課調整幹** 17ページをご覧ください。5将来を見据えた学校施設の検討の「市民等との協働による将来を見据えた学校施設の検討・協議」につきましては、予算額1,523万円、拡充となります。学校施設の適正規模・適正配置に係る調査審議を行うための審議会の設置及び協議を実施まいります。

**千嶋指導課長** 19ページをご覧ください。施策の方向2「確かな学力を育む」の9指導内容・指導方法の工夫・改善の「民間プール等を活用したよりよい水泳授業の実施」につきましては、予算額940万円、拡充として川柳小学校高学年における民間プールを活用した水泳授業の実施や、モデル事業の成果と課題を踏まえた大袋小学校における民間プールを活用した水泳授業の実施・改善、また教職員への水泳指導力向上に向けた実技研修の実施をまいります。

次に、20ページをご覧ください。11英語教育の推進の「小中学校における英語教育充実のための環境整備」につきましては、予算額1億9,000万円、拡充として、ティームティーチングによる語学指導助手（ALT）の効果的な活用や、小学校教員の外国語科、外国語活動に係る指導力向上を目的とする研修会の実施、また海外の学校とのオンライン交流の実施をまいります。

次に、12学校図書館の充実の「学校司書の効果的な活用」につきましては、予算額8,655万円、拡充として、学校司書の増員と効果的な配置、学校司書の資質向上や司書教諭等との連携強化を目的とした研修会の実施をまいります。

次に、21ページをご覧ください。施策の方向3「豊かな心を育む」の14体験・交流の機会の充実の「児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための多様な体験活動の実施」につきましては、予算額37万円、拡充として、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、各学校や地域の実態に応じた多様な体験活動の実施に向けた支援や、総合的な学習の時間や特別活動等を通じた地域の大人や専門家等との様々な交流を通じた自己肯定感の高揚や協働する能力の育成に努めてまいります。

**田嶋教育センター所長** 22ページをご覧ください。16教育相談体制の充実の「原因や内容が複雑化し、長期化する教育相談への適切な対応」につきましては、予算額1億4,540万円、拡充として、学校と学校相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学び総合指導員及び関係機関が連携した組織的・重層的な教育相談体制づくりの支援を行います。また、教育相談体制の強化に向けた学校相談員、スクールソーシャルワーカーの増員と効果的な配置に取り組みます。

**千嶋指導課長** 17いじめ防止対策の推進の「越谷市いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止等に係る事業の実施」につきましては、予算額436万円、拡充として、越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び越谷市いじめ防止対策委員会のそれぞれの機能を引き出す効果的な運営や、スクールロイヤー制度の活用による法的知見に基づく丁寧な対応とトラブルの未然防止や、スクールロイヤーによる巡回相談の実施、スクールロイヤーによる教職員向けの研修会の実施等をまいります。

**砂原第一学校給食センター所長** 25ページをご覧ください。施策の方向4「健やかな体を育む」の24学校給食施設整備の推進の「学校給食施設整備に向けた検討」につきましては、予算額1,200万円、拡充として、学校給食施設整備基本計画の策定に向けた施設規模や整備手法などの検討を実施をまいります。

**菊池学務課長** 27ページをお開きください。施策の方向5「自立する力を育む」の28特別支援教育のための環境整備の「児童生徒の豊かな学校生活と円滑な学校運営のための支援」につきましては、拡充として、予算額1億2,049万円、特別支援教育支援員の増員と効果的な配置等に努めてまいります。

**田嶋教育センター所長** 次に、「特別支援学級、通級指導教室の計画的な設置運営」につきましては、予算額355万円、拡充として、特別な支援を必要とする児童生徒に応じた学びの場の充実に向けた特別支援学級未設置校への新設設置及び障がい種に応じた増設並びに通級指導教室の適切な配置に取り組みます。

28ページをご覧ください。29不登校の未然防止対策の推進の「家庭、学校、教育センター等が連携した『総合的な不登校対策』の実施」につきましては、予算額1億4,675万円、拡充として、校内支援教室、いわゆるスペシャルサポートルームの増設及び運営にあたる学校相談員の増員と効果的な配置に取り組みます。

**千嶋指導課長** 29ページをご覧ください。32日本語を母語としない児童生徒への支援の「児童生徒の豊かな学校生活のための日本語学習支援」につきましては、予算額725万円、拡充として、日本語指導員の増員及び効果的な配置と運用を行ってまいります。

31ページをご覧ください。施策の報告6「質の高い教育環境を整備する」の38地域と連携・協働した教育の推進の「部活動の地域連携や地域展開に向けた環境整備」につきましては、予算額2,337万円、拡充として、部活動指導員の増員による部活動支援体制の強化や、休日の部活動の地域展開に向けた会議開催及び多様な運営体制によるモデル事業の実施等をしてまいります。

**杉田学校管理課調整幹** 32ページをご覧ください。40快適な学校環境の整備と充実の「特別教室等の空調設備の設置」につきましては、予算額はなし、新規といたしまして、新たに暑熱対策といたしまして特別教室等への空調設備設置に向けた検討を行ってまいります。

**川澄生涯学習課長** 33ページをご覧ください。基本目標2の施策の方向1「生涯にわたる学びを進める」の2多様な学習機会の充実の「市民の学びを推進する生涯学習事業の実施」につきましては、予算額243万円、拡充として、在宅等により参加可能なオンライン講座を開催し、新しい生活様式における市民への学習機会の提供に努めてまいります。

**小抜科学技術体験センター所長** 34ページをご覧ください。3科学技術体験センター事業の充実の「ライフステージに応じた科学体験事業の実施」につきましては、予算額1億699万円、拡充として、学習機会の充実そして講座の講師等を務めた学生等の学びの成果を図る場として、地域の企業や高校、大学等々の連携による特別講座を実施してまいります。

**濱田図書館長** 35ページをお開きください。5図書館機能の充実の「システムの活用による利便性の向上」では、予算額7,931万円、拡充として、現行システムの契約満了に基づき、継続利用に向けた更新業務に取り組み、システムの適切な運用とデータの活用に努めます。また、電子書籍について、小中学校を対象とした読み放題パックや障がい者へ有効な読み聞かせ機能がついたコンテンツなどの整備を推進するほか、利用状況データの分析による利用者の人数を反映した蔵書構成に努めてまいります。

次に、「居心地の良い空間の提供」では、予算額1,125万円、拡充として、空調用電源改修工事の実施や施設・設備の適切な管理、修繕に努めてまいります。

36ページ下段をご覧ください。7野口富士男文庫の運営の「野口富士男文庫の周知と活用」では、予算額139万円、拡充として、野口富士男氏に関連した講演会及び特別展を開催し、小冊

子「野口富士男文庫29」を発行するほか、インセンティブ予算を活用した野口富士男文庫展示スペースの整備を行います。

**川澄生涯学習課長** 38ページをご覧ください。施策の方向2「文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する」の10こしがや能楽堂を拠点とした伝統文化の推進の「伝統文化を鑑賞・体験する機会の提供」につきましては、予算額560万円、拡充として、能楽愛好者増加に向け、参加者のレベルにあわせた「能楽体験事業」に取り組んでまいります。

続いて、39ページをご覧ください。12文化財の保存と活用の推進の「文化財保存・活用事業の実施」につきましては、予算額347万円、拡充として、文化財所有者・保存団体への支援の充実に取り組んでまいります。

**杉野スポーツ振興課副課長** 40ページをご覧ください。基本目標3の施策の方向1「健康ライフスタイルづくりを支援する」の1市民の健康・体力づくりへの支援の「障がい者の健康づくりの支援」につきましては、予算額27万円、拡充として、障がい者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動機会を提供するため、インクルーシブスポーツの普及に向けた専門的な知識・技術を有する指導員によるモルック大会等を開催してまいります。

次に、41ページをご覧ください。施策の方向2「スポーツ・レクリエーション活動を支援する」の4体育施設の維持管理・改修の「地域体育館の長寿命化改修」につきましては、予算額1,550万円、拡充として、北体育館の建物耐震化、照明LED化、空調設備及び屋根改修等に向けた工事設計を実施してまいります。

**小泉教育総務部長** 令和8年度教育行政重点施策についてのご説明は、以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

**野口教育長** これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

足立委員。

**足立委員** 写真が追加されて、イメージがしやすくなりました。写真についてお伺いしたいのですが、モザイクや後ろ姿の写真を使っているものもあれば、市民文化祭や郷土芸能体験教室では、見る人が見たら写っている方が分かる写真も使われていますが、こちらは全ての写真において使用において問題ないという認識でよろしいでしょうか。

**野口教育長** 生涯学習課長。

**川澄生涯学習課長** イベントの実施の際に、来場者、出演者に対しまして、広報等のため写真を撮影して市の資料等に活用する場合もございますというご説明をさせていただいておりますので、問題ないと考えております。

**足立委員** ありがとうございます。

**野口教育長** 山口委員。

**山口委員** 16ページの4—3—2制による小中一貫教育という言葉があるのですけれども、4—3—2制のメリットを簡単に説明していただけたらと思います。川柳小高学年棟と川柳中学校を一緒の敷地にするときに、「中一ギャップ」という言葉が説明にあったと思うのですけれども、それとの関係があるかについて教えてください。

**野口教育長** 教育センター所長。

**田嶋教育センター所長** 以前の定例教育委員会会議においても、4—3—2制についての協議の中でご指摘をいただきました。今回は補足として、下の四角にお示しさせていただきました。これまで、第1期、第2期と、本市における小中一貫教育では、9か年を通して子どもたちを育てるという取組を進めてまいりました。その取組を進めていく中で、暴力行為、いじめ、不登校といった視点で見ると、4—3—2制による区分について、これまで以上に考えていく必要があるとご説明をさせていただきました。

今回の第3期の小中一貫教育につきましては、9年間で各中学校区で育てる目指す児童生徒像、そこから4—3—2制による区分で、目指すべき子どもたちの資質、能力といった姿を区分ごとに設定してまいります。より焦点化した形で各学校は取組を進めていけるものと考えております。教育委員会といたしましても、その辺りしっかり支援をしていこうと思っております。

川柳学園につきましては、委員ご指摘のとおり、来年度より川柳小高学年棟校舎が共用開始となります。次年度については南中学校ですけれども、令和9年度には同じ敷地の中で、小中一貫教育の4—3—2制でいう3—2の部分と一緒に生活する予定です。間近なところで、中学生の姿を見て、また触れて、モデルとなる存在がいるところでの効果は、間違いなく期待されるところでございます。ただ、本市全ての学校が施設、同じ場所というものではございませんので、離れた施設分離型であっても、小中一貫という視点で、さらに第3期からは4—3—2制に焦点化した取組を進めていきたいと思っております。

また、3学園での成果も研究委嘱を通して発表を進めてまいります。そういったところも踏まえながら、施設分離型の学校でも取り入れられるもの、また施設分離型の学校が発表しているその発表の成果のところも、川柳学園を含めた施設が一体化されたところでも取り入れながらという形で進めていきたいと思っております。

**野口教育長** 「中一ギャップ」の解消ということや、小学校5年生から中1までを一つの区分と見て、本事業を実施していければ大変いいなと思っております。その成果を期待したいと思っております。

**野口教育長** 他の方がいかがでしょうか。

五十畑委員。

**五十畑教育長職務代理者** 28ページの29不登校の未然防止対策の推進の下線の部分、スペシャルサポートルームの運営について教えていただきたいのですけれども、運営にあたる学校相談員はス

スペシャルサポートルーム専属のようなイメージでいいのでしょうか。それとも従前の学校相談員の仕事の一環として、スペシャルサポートルームの運営を行っていくというイメージでしょうか。なぜかという、学校運営においてスペシャルサポートルームの運営がどうなっているのかというのが気になっているところです。教えていただければと思います。

**野口教育長** 教育センター所長。

**田嶋教育センター所長** スペシャルサポートルームの運営の主たる人材といたしましては、学校相談員を想定し、教育委員会としては学校にお示しをしているところでございます。

学校相談員につきましては、従前より保護者、児童生徒の相談のため各校に配置し、その取組を進めてまいりました。令和6年度より小学校にスペシャルサポートルームを順次設置していく中で、本市においては学校相談員がそのスペシャルサポートルームの運営の主たる人材となると、これまでの学校相談活動とスペシャルサポートルームの運営の両方になってしまいます。教育委員会の示し方としましては、1日の学校相談員の勤務の中で、例えば前半部分を学校相談に充てていただき、給食前の午前の時間ぐらいから勤務が終了する時間帯をスペシャルサポートルームの運営ということをお示しをしたところでございます。ただ、小学校の学校相談員は、今年度まで1人の相談員が週に1日しか学校にいないという状況でございましたので、不登校対応といたしましては、毎日継続した取組が学校としても望ましいと考えます。また、スペシャルサポートルーム設置未設置の学校もございますので、こどもたちへの教育機会の確保、居場所の確保ということになりますと、学校職員、教職員の学校相談員以外の職員が対応するという事は、事例として把握をしているところでございます。

来年度当初予算に向けては、学校相談員の増員を財政当局に要望を進めていき、今年度以上の配置がなかったところではございますが、さらに増員を図っていく必要性も課題として考えております。来年度の取組状況、学校の様子を見ながら、令和9年度当初予算に向けてまた動いていきたいと考えております。

**野口教育長** 他の方いかがでしょうか。

上原委員。

**上原委員** 私も28ページの不登校児童生徒への支援についてでございますが、私が教員になった頃は、学校恐怖症とか登校拒否という言葉で使われておりました。それは学校が怖くて、こどもが理由で行けない。それから、登校拒否をしているのもこどもたちという、こどもに原因があったというような文言だったと思うのですけれども、最近では不登校という言葉、登校できないという言葉を使うようになってきて、ここに書いてありますように、一人一人の状況が異なるということが皆さん周知のとおりだと思います。

そのような中で、先ほどの第4期越谷市教育振興基本計画のコラムはすばらしいと思っているのですけれども、そこに書かれているようなこどもの貧困の問題であったり、ヤングケアラーで

あたり、起立性調節障害といって朝起きることが困難な子どもたちもいるということもございます。それは一人一人の状況があるということなのですが、この研修会、教職員の研修会におかれましては、ぜひ具体的な事例等を踏まえて、今、私が申し上げたような一人一人の状況があるということ踏まえた研修会の実施を期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**野口教育長** 医療機関に専門の外来もあると聞きました。ご存じですか。

**上原委員** 今、起立性調節障害の子どもたちの勉強をしているもので、とても気になったものから。恐らく不登校の子どもたちの中には、そういう診断がついている子どもたちも多いかなと思います。

**野口教育長** 以上のおおりの、いかせるところはいかしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

---

◎協議事項 「令和8年度における市内公立小学校児童分の学校給食費完全無償化の実施について」

**野口教育長** 続きまして、「令和8年度における市内公立小学校児童分の学校給食費完全無償化の実施について」、第一学校給食センター所長から説明いたします。

第一学校給食センター所長。

**砂原第一学校給食センター所長** それでは、令和8年度における市内公立小学校児童分の学校給食費完全無償化の実施について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項68ページをご覧ください。

令和7年12月19日付で文部科学省・総務省・財務省連名による事務連絡があり、自民党・公明党・日本維新の会の3党による合意に基づく「いわゆる教育無償化」に向けた対応といたしまして、令和8年4月からの小学校における学校給食費の無償化が実施されることとなりました。

これを踏まえた本市における対応についてご報告いたします。

「1事務連絡内容（概要）について」でございますが、文部科学省・総務省・財務省の連名で、「3党合意を受けて、学校給食費の抜本的な負担軽減に関する制度・事業の設計及び実施にあたる」との事務連絡がありました。

なお、国は地方からの要望を受けて、今後は「無償化」という言葉を、「抜本的負担軽減」、「いわゆる無償化」という表現に変更していく意向ですが、今回の報告におきましては「無償化」と表現させていただきます。

3党合意の内容は、対象が小学校児童で、補助基準額は児童1人当たり月額5,200円が県を通じて国から市へ交付され、令和8年4月から実施されます。

一方、自治体の学校給食費が国の交付基準額である月額5,200円を超過する場合の超過分の取扱いや、食物アレルギーや、宗教上の理由により弁当を持参している「非喫食者」への公平性の担保のための支援実施については、自治体ごとの判断に委ねられました。

なお、令和8年度における本市への国の「給食費負担軽減交付金」の交付額につきましては、9億4,000万円を見込んでおります。

また、参考に令和7年12月19日付の文部科学省・総務省・財務省連名による事務連絡につきまして、会議要項の70ページから74ページに掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

恐れ入りますが、会議要項の68ページにお戻りください。

これらを踏まえた調整結果が資料中段の「2今後の本市の対応について」でございます。

まず、補助基準額の超過分への対応でございますが、令和7年4月に改定した現在の学校給食費は小学校で月額4,684円となっておりますが、学校給食費改定後の米飯価格の変動の影響を鑑み、令和8年度の学校給食費の額につきましては、令和8年3月に公表される上半期の米価を踏まえ、検討してまいります。

本市における補助基準額を超過する分への対応といたしましては、「給食費負担軽減交付金」に加え、補助基準額を超過する場合、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年度は小学校の学校給食費完全無償化を実施する方針です。

続きまして、非喫食者への対応でございますが、従前から実施している「食物アレルギーにより弁当を持参しており、かつ就学援助費・特別支援教育就学奨励費の認定を受けている児童」に対する給食費相当額の支給については、無償化の実施によってこれまでの支援が失われることのないよう、引き続き就学援助費等による支援を継続いたします。

ただし、それ以外の非喫食者への支援は、現在のところ実施する予定はございません。

続きまして、中学校生徒に対する補助についてでございますが、今回の国策としての小学校における学校給食費無償化の実施に併せた中学校生徒に対する自主財源での学校給食費の完全無償化の実施につきましては、財政上の理由から現時点では予定しておりません。ただし、事務連絡の中で「中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」と明記されておりますので、国の動向を注視してまいります。なお、令和7年度と同様に保護者負担額を超過する分の自主財源での公費負担については、継続いたします。

最後に、「3財政措置について」でございますが、会議要項69ページにありますとおり、国は新たに「給食費負担軽減交付金」を新設し、県を通じて市へ財政支援を行います。なお、令和8年度当初予算では9億4,000万円を交付金額として計上しております。

また、あわせて令和7年度中に国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち3億7,600万円を本市財政部門が令和8年度会計へ繰越しし、小学校給食費無償化の財源といたします。この2つを合わせて13億1,600万円の県支出金を財源に、令和8年度については小学校児童の学校給食費を完全無償化してまいります。

なお、令和9年度以降の対応につきましては、国からの補助金額も変動することが見込まれることから、市長部局の関係部門と調整しながら毎年判断していく予定です。

令和8年度における市内公立小学校児童分の学校給食費完全無償化の実施についての説明は以上です。ご協議をお願いします。

**野口教育長** これ国会で予算が決定しないと、最終決定にはならないということですね。

**砂原第一学校給食センター所長** はい、そのとおりです。

**野口教育長** これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

**山口委員** 2の(2)非喫食者への対応についてで、食物アレルギーのためにお弁当を持ってくるお子さんたちには給食費相当額をお支払いしているということですが、その下の米印のところに当該支援制度認定者ではない場合には、実施する予定はないとおっしゃったと思います。先ほどお弁当を持ってくる理由として、食物アレルギーのほかに、宗教的な理由もあるというお話だったと思うのですが、食物アレルギーの方には相当額を支給して、宗教的な理由の方には現時点ではその食費の相当額は支給しないということではよろしいのでしょうか。

**野口教育長** 第一学校給食センター所長。

**砂原第一学校給食センター所長** あくまでも就学援助費等特別支援教育奨励費の認定を受けている方の部分だけは補助しますが、それ以外の方はしないということで、それはアレルギーとか、宗教的とかということではないです。

**野口教育長** 山口委員。

**山口委員** 就学援助費を受けている方かつアレルギーの方に支払われるということですね。では宗教的な理由があって、かつ就学援助費を受けている方については、今のところどんな形で対応されているのでしょうか。

**野口教育長** 第一学校給食センター所長。

**砂原第一学校給食センター所長** 今、該当者がいないのですが、基本的には就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を受けている方で、給食を取られない方については補助するという考え方です。

**山口委員** 分かりました。

**野口教育長** 今のところ該当者はいなかったのですよね。

**砂原第一学校給食センター所長** はい。

野口教育長 他にいかがでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

---

◎その他 「越谷市立川柳中学校の校章について」

野口教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「越谷市立川柳中学校の校章について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、越谷市立川柳中学校の校章についてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の75ページをお開きいただきたいと存じます。

令和9年4月に新たな中学校として、越谷市立川柳中学校が開校することに伴い、校章が必要となることから、令和7年4月からその準備を進めてまいりましたが、このたび、川柳中学校の校章が決定いたしましたので、報告させていただきます。

はじめに、「1校章デザイン決定までの経緯について」でございますが、令和7年4月から5月にかけて、川柳小学校及び光陽中学校に在籍する児童生徒とその保護者を対象に、校章デザインの募集を実施いたしました。集まった校章デザインから各学校協議の上、6点ずつ合計12点を選出し、同年7月に（仮称）川柳学園・明正学園地域準備会にて12点の候補の中から資料中段にあります①から⑤の候補を選出いたしました。

その後、同年9月に選出された5点のデザインで、川柳小学校及び光陽中学校に在籍する児童生徒と保護者を対象に選定投票を実施しました。そして、同年10月に選定投票で最も投票数を獲得したデザインを校章に決定いたしました。

次に、「2校章デザインの決定について」でございますが、令和7年9月に実施した選定投票における校章デザイン候補は、資料中段の候補①から⑤であり、各デザインの投票数につきましては、デザインの下に記載のとおりとなっております。総投票数1,319票のうち、362票を獲得した候補①が校章デザインに決定いたしました。

資料下段の枠内でございますが、今回決定した川柳中学校の校章デジタルトレースしたものとなっております。作成者は川柳小学校5年生の井潤識さんで、校章に込められた思い等は本資料のとおりでございます、「川と柳」の特徴を捉えている校章となっております。

なお、決定した校章につきましては、令和7年10月に川柳小学校及び光陽中学校の児童生徒とその保護者へ周知するとともに、越谷市ホームページにて公表しております。

この先、様々な場面で校章が使用されますことから、市役所内の各課所などにも情報提供し、利活用していくことを考えております。

越谷市立川柳中学校の校章についての説明は、以上でございます。

**野口教育長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

**山口委員** 生徒さんがつくられたということですが、非常にいいデザインで、これが通ったらいいなと思っていたので、本当にいいと思います。川という字を表しているということですがけれども、同時によく蛇というのは知恵の象徴だというふうに言われていて、それは押しつけられる知識だけではなく、自分で考えるということ、そんなことにも意味としてあるということを以前聞いたことありますけれども、少しそれにも合って、自分から学んでいくということを表しているように見えて、非常にすばらしいと思います。

**野口教育長** 他の方はいかがですか。

足立委員。

**足立委員** とてもすばらしいデザインだと思います。この選ばれた方には何か記念品とか、選ばれた報告会などは開催されるのでしょうか。

**野口教育長** 学務課長。

**菊池学務課長** 選ばれた方につきましては、感謝状等をお渡しするとともに、保護者とご本人に対して感謝の意を伝えます。また、様々な場で、本人と保護者の同意を得た上で広く周知してまいります。

**足立委員** よろしくをお願いします。

**野口教育長** ずっと残りますよね、そのお名前について、いろいろな面で活用できれば、本人も喜ぶのではないかなと思います。学校要覧もずっと毎年作っていくので、本人の許可が得られればですけれども、恐らく名前はずっと残るのではないかと思います。

他の方いかがでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

**野口教育長** 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、3月24日火曜日、午後3時30分から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。小学校の卒業式の後となります。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**野口教育長** では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

**野口教育長** それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前11時40分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

五十畑 勝己

委 員

山 口 文 平

委 員

尾 立 夢 史

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香